

# 令和8年度妊産婦支援による養子縁組推進事業 業務委託候補者審査基準

## 1 審査方法

令和8年度妊産婦支援による養子縁組推進事業業務委託候補者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、企画提案事業者（以下、「事業者」という。）による企画提案書及び見積書を基に、提案内容の優劣を審査し、業務委託候補者を選定します。

## 2 審査基準

- (1) 評価は、審査委員会を構成する委員が別表「審査委員会審査の評価項目及び評価の視点」に基づき行います。
- (2) 評価点は、委員1人あたり50点満点、合計150点満点とします。
- (3) 「令和8年度妊産婦支援による養子縁組推進事業業務委託企画提案実施要領」2(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した事業者は、失格とします。
- (4) 前記2(2)の審査の結果、委員の評価点の合計が満点の60%に満たない場合には、選定対象としません。
- (5) 審査委員会は、原則として、前記2(2)の評価点の最も高い提案をする事業者を最優秀企画提案者とします。評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、審査委員会で協議の上、最優秀企画提案者を選定します。
- (6) 埼玉県は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定します。

(別表)

審査委員会審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目 (配点)	評価の視点
1 業務の実施方針・実施計画  (15点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業目的の理解度</li><li>・ 目標達成に向けた実施方針の明確性</li><li>・ 実施手法の的確性・スケジュールの妥当性</li></ul>
2 業務の実施体制・実施手法  (25点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施体制及び危機管理に関する手法</li><li>・ 相談体制、産後の生活支援及び養子縁組の相談支援等、事業実施に関する手法</li><li>・ 児童相談所や市町村をはじめとする関係機関との連携や調整への熟練度</li><li>・ 支援を必要とする妊産婦の実情の理解度</li><li>・ 家庭養育推進への関心と理解度</li></ul>
3 団体の財務的健全性  (10点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業を実施するために必要な財務的基礎を有しているか</li><li>・ 行政機関から同種・類似の業務を受託した実績があるか</li><li>・ 予算見積調書の積算は執行予定額以内かつ妥当な金額であるか</li></ul>